

平成29年3月31日
日本生命保険相互会社

団体信用生命保険向け新特約の発売について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、平成29年10月より、団体信用生命保険に付加する新しい特約として「団体信用生命保険身体障がい保障特約」（以下「身体障がい保障特約」）および「団体信用生命保険介護保障特約」（以下「介護保障特約」）を発売いたします。

団体信用生命保険は、金融機関等を契約者、住宅ローン等の債務者を被保険者とし、被保険者が死亡・高度障がい状態になられた場合に支払われる保険金を、ローン債務の弁済に充当する仕組みの保険です。

現在、当社では、団体信用生命保険に付加する特約として、3大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障する団体信用生命保険3大疾病保障特約を発売しています。

今回発売する「身体障がい保障特約」および「介護保障特約」は、支払事由を公的な保障制度に連動させることで、どのような場合に保険金が支払われるのかをわかりやすくしました。このうち、「身体障がい保障特約」については、団体信用生命保険において、生命保険業界で初めて身体障がい者手帳制度に連動させた特約となります。（平成29年3月 当社調べ）

また、今回発売する特約は独立行政法人住宅金融支援機構で導入されることが決定しており、同機構では平成29年10月より両特約をセットした住宅ローンを販売する予定です。

当社は今後も、お客様のニーズにきめ細かくお応えできるよう、魅力的な商品の提供に努めてまいります。

主なポイント

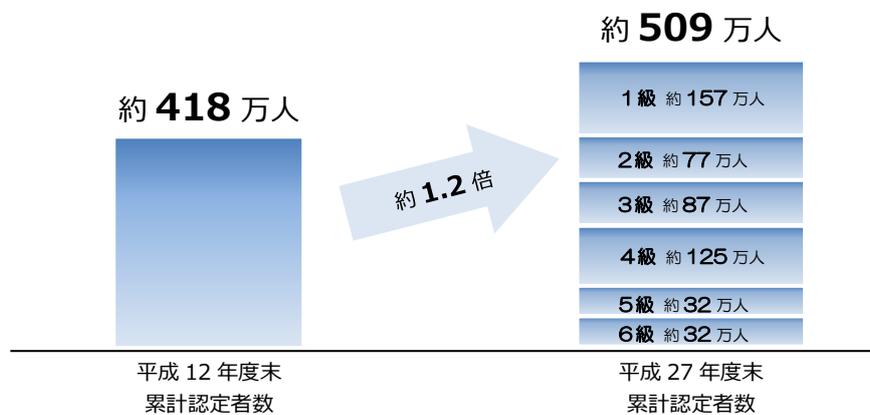
- ① 支払事由を公的な保障制度に連動させた、わかりやすい保障内容
- ② 3つの保障（3大疾病・身体障がい・介護）を自由に組合せることが可能
- ③ 既存の団体信用生命保険契約との一体運営により割安な保険料を実現

身体障がい者認定者数および要介護認定者数は増加しており、身体障がいおよび要介護状態のリスクは決して他人事ではありません。

ケガや病気等により身体障がい状態や要介護状態となった場合、必要生活費等に加え、治療費や介護費用等の追加費用が家計の経済的負担として重くのしかかり、住宅ローン等の返済が困難になることが予想されます。

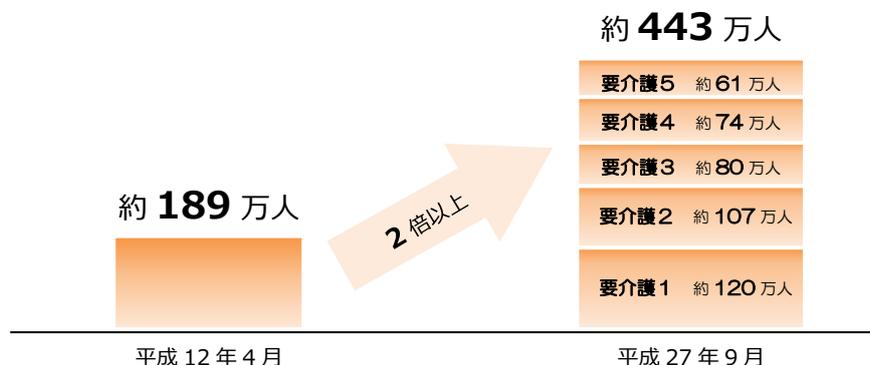
このような背景をふまえ、ローン債務者およびそのご家族へ更なる安心を提供する商品として、「身体障がい保障特約」および「介護保障特約」を開発しました。

●身体障がい者認定者数（18歳以上、1～6級）の推移



【出典】厚生労働省「福祉行政報告例」（平成 12 年度）（平成 27 年度）

●要介護認定者数(要介護 1～5)の推移



【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」（平成 12 年 4 月）（平成 27 年 9 月分）

II 主なポイント

① 支払事由を公的な保障制度に連動させた、わかりやすい保障内容

- 「身体障がい保障特約」および「介護保障特約」では、どのような場合に保険金が支払われるのかをわかりやすくするため、支払事由を公的な保障制度に連動させました。

身体障がい保障特約 *1

身体障がい者手帳制度と連動
(団体信用生命保険において業界初 *2)

介護保障特約 *1

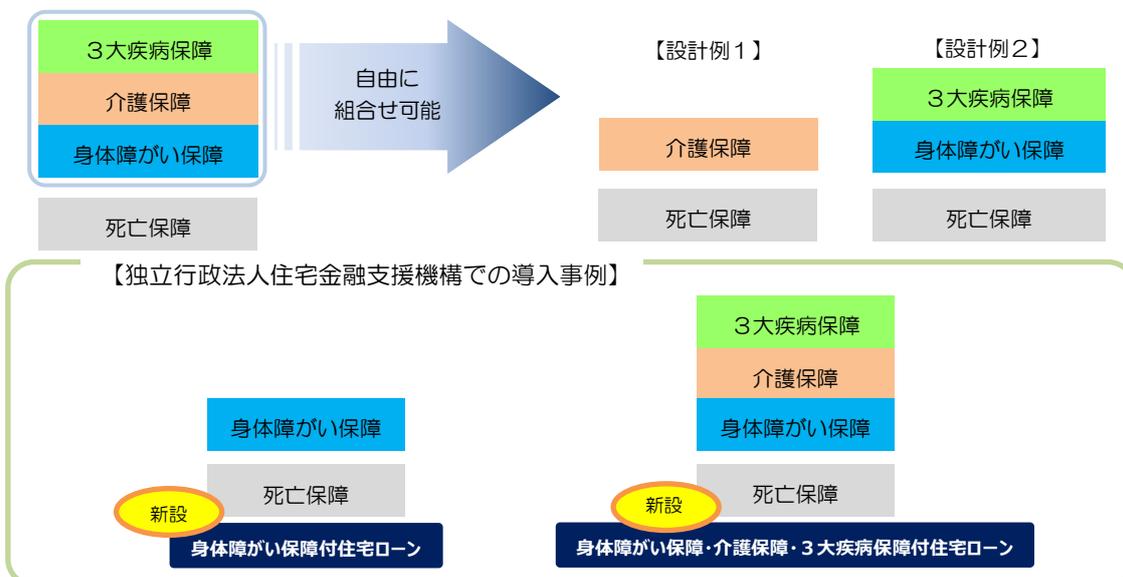
公的介護保険制度と連動

*1 身体障がい保障特約または介護保障特約を付加する場合、団体信用生命保険高度障がい保険金不担保特約を必ず付加いただきます。この場合、身体障がい保障特約または介護保障特約の被保険者には、所定の高度障がい状態該当時に、死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金の取扱いはありません。

*2 平成29年3月 当社調べ

② 3つの保障（3大疾病・身体障がい・介護）を自由に組合せることが可能

- 従来は団体信用生命保険3大疾病保障特約に、今般開発した「身体障がい保障特約」および「介護保障特約」を加えた、3つの保障を自由に組合せて、金融機関等の幅広いニーズに応じた柔軟な設計が可能となりました。



③ 既存の団体信用生命保険契約との一体運営により割安な保険料を実現

- 既に団体信用生命保険をご契約いただいている金融機関等では、既存の団体信用生命保険契約と一体運営（一契約で運営）するため、一体運営によるスケールメリットを享受でき、割安な保険料で既存の団体信用生命保険制度に身体障がい保障・介護保障を導入することが可能となります。*3

*3 団体信用生命保険は、ご契約の規模（各被保険者の保険金の総額等）に応じて、保険料が割引される仕組みとなっています（スケールメリット）。一体運営により、ご契約の規模が大きくなるため、スケールメリットを享受することができます。

Ⅲ 保障内容

1. 身体障がい保障特約

身体障がい保障特約の被保険者が次のお支払事由に該当された場合、身体障がい保険金をお支払いします。

	お支払事由（概要）	お支払額
身体障がい 保険金	保険期間中に、次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、身体障がい者福祉法に定める１級または２級の障がい*に該当したこと （２）（１）に定める障がいに対する身体障がい者手帳の交付があったこと *身体障がい保険金のお支払事由を「身体障がい者福祉法に定める１級、２級または３級の障がい」とすることも可能です。	□— 残高 相当額

* 独立行政法人住宅金融支援機構での導入事例（３ページ）における身体障がい保険金のお支払事由は「身体障がい者福祉法に定める１級または２級の障がい」です。

2. 介護保障特約

介護保障特約の被保険者が次のお支払事由に該当された場合、介護保険金をお支払いします。

	お支払事由（概要）	お支払額
介護 保険金	保険期間中に、次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護２以上に該当していると認定されたこと （２）次の①および②をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと ①責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、所定の要介護状態に該当したこと ②①の所定の要介護状態に該当した日からその日を含めて 180 日以上要介護状態が継続したこと	□— 残高 相当額

以 上

※ 当資料は商品の概要を説明したものです。

※ 詳しいご検討にあたっては、「提案書」等を必ずご確認ください。